

令和5年度第9回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月25日(月)午前9時29分から午前10時44分

2. 開催場所 府中市役所 3階 302・303会議室

3. 出席委員 9人

1番 秋山 剛	3番 野津田はるみ	4番 田中智文
5番 小森山仁司	6番 瀬尾 毅	8番 末宗龍司
9番 古城竹吉	10番 竹内茂樹	11番 小寺 旭

推2番 上岡稔弘	推3番 上門三義	推4番 濱保敬志
推5番 向田定男	推6番 横山寿人	推7番 大野 宏
推8番 平迫 豊	推9番 井上安人	推11番 神田純治
推12番 檜崎 登		

4. 欠席委員 2番 坂永 年弘 7番 木戸 安江

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第39号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第40号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について

議案第41号 非農地証明交付申請について

議案第42号 荒廃農地調査に伴う非農地判断について

第4 報告事項

報告第23号 農地法第5条の規定による届出について

報告第24号 農地法第18条の規定による届出について

第5 その他

(1) 1月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 田原 慎吾

農地係係長 田渕 哲也

農地係主事 上藤 匠馬

会計年度任用職員 加茂 久美

8. 会議の概要

【事務局長】定刻になりましたので、これより令和5年度第9回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】(会長挨拶)

本日の欠席委員は2番 坂永委員、7番 木戸委員になります。定数に達しておりますので、令和5年度第9回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりで。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、3番 野津田委員、4番 田中委員を指名します。よろしくお願いします。

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第38号を説明）

【議長】 続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を濱保委員お願いします。

【推4番 濱保委員】 12月15日に末宗委員と現地確認を行いました。場所は、県道矢多田阿字線を国道432号との交差点から阿字側に約200mの県道沿いになります。

譲渡人は、広島市内に居住しており今後も戻る予定はないため、譲渡したいとのことです。譲受人も以前から賃貸借権設定をしており、この度譲受け引き続き耕作されるとのことです。問題はないと思われます。

【議長】 続いて、番号2及び番号3を神田委員お願いします。

【推11番 神田委員】 番号2を説明します。12月19日に檜崎委員、小森山委員、事務局の5名で現地確認を行いました。場所は、大渡橋を渡ってすぐ左に曲がり、約100m進んだ右側になります。譲渡人は自宅から遠距離で耕作困難であり、譲受人は既存経営地の隣接地になり便利のためこの度受けられるとのこと。

続いて、番号3を説明します。番号2と同日に現地確認を行いました。場所は、松岡家具製造株式会社とサダシゲ特殊合板株式会社の間の農地になります。譲渡人の共有者が高齢となり営農が困難となったため、居住地の近い息子夫婦が譲り受けるとのことです。ご審議のほどよろしくお願いします。

【議長】 ただ今の事務局並びに担当委員の補足説明にご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第38号は提案どおり許可妥当とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

【議長】 異議なしと認めます。それでは、議案第38号は提案どおり許可妥当とします。

【議長】 続いて、議案第39号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 39 号説明）

【議長】続いて、担当委員の補足説明ですが、番号 10 から番号 30 については更新の案件ですので担当委員の補足説明は省略します。それでは、番号 1 を居神委員ですが欠席のため、古城委員をお願いします。

【農 9 番 古城委員】12 月 19 日に居神委員と現地確認を行いました。現地は、上下町小塚の三原東城線から府中側へ約 350m のところになります。かつては、水田として耕作されていた農地ですが、約 10 年前に休耕地となり、管理に苦慮されていました。この度、借り手が見つかり賃貸借契約を結ばれました。野菜作りの圃場として利用するそうで、近隣でも耕作をされているとのことなので、問題はないと思われます。よろしくお願いします。

【議長】続いて、番号 2 及び番号 3 を井上委員をお願いします。

【推 9 番 井上委員】番号 2 については、11 月 26 日に利用権設定者宅を訪問し、話を聞きました。現地は、元久佐保育所前の田 3 筆になります。今までは親戚の方が耕作されていましたが高齢で耕作困難となったため、近隣で耕作されている利用者へお願いしたそうです。他の農地も管理されているので特に問題はないと思われます。

続いて、番号 3 については、12 月 21 日に利用権設定者と利用者に話を聞きました。場所は、株式会社ヤマオカから約 250m 手前の農地になります。利用者は周辺で耕作や管理をされているので引き受けられるとのこと。ご審議のほどよろしくお願いします。

【議長】続いて、番号 4 及び番号 5 を上岡委員をお願いします。

【推 2 番 上岡委員】番号 4 について説明します。場所は、国留地区より矢野温泉へ向かう農道の途中にあります。本件は以前より賃貸借にて耕作されており、この度契約が満了となるため、再契約されるということです。前回は利用者の母親名義で契約をされていましたが、この度、実際に耕作される利用者本人の名義で再契約される申請となります。問題はございません。

続いて、番号 5 を説明します。場所は、JA 庄原ライスセンターを北に約 300m 進んで左へ曲がり、そこからさらに約 300m 奥へ進んだところの農地になります。本件は、利用権設定者が福山市に居住しており、以前から当該地の近隣の耕作者に耕作依頼をしていました。現在耕作している方が高齢で今年度をもって小作契約を更新しないこととなったため、本件の水田の隣を耕作している私がこの度契約させていただくことにしました。耕作地が新たに増えますが、規模的に問題ないと考えています。よろしくお願いします。

【議長】続いて、番号 6 から番号 9 を平迫委員をお願いします。

【推 8 番 平迫委員】番号 6 から番号 9 については、以前から借人が耕作されていた農地になりますが、この度貸人の名義を変えたため申請したものになります。引き続き耕作されるということで問題はございません。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 39 号は提案どおり承認とすることにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 39 号は提案どおり承認とします。

【議長】続いて、議案第 40 号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更についてですが、除外の案件については、担当委員の補足説明をお願いします。編入の案件については、事務局からの説明のみとさせていただきます。それでは、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 40 号説明）

【議長】それでは、農用地域からの除外について担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 及び 2 及び 4 から 6 を居神委員ですが欠席のため、古城委員をお願いします。

【農 9 番 古城委員】12 月 13 日に居神委員と現地確認を行いました。番号 1 は、三原東城線の上下町と神石高原町の境に近い沿線より約 50m 南の山手に位置しています。申請者の住宅に隣接する農地で現在は休耕地となっており、駐車場として活用するために変更が提出されました。駐車場の施工及び利用については、水路に土砂は入らないよう整備を行い活用されとのことなので、問題はないと思われます。

続いて、番号 2 は、谷山商店の交差点を西へ約 600m 進んだところに位置しており、長期間休耕地となっておりです。申請者は第 7 回総会で 5 条許可申請をされ承認を受けた方であり、今回の場所も当時の申請地に隣接したところになります。太陽光発電施設として地域貢献をしたいとのことで問題はないと思われます。

続いて、番号 4 から番号 6 については、甲奴郡森林組合から東へ約 1.1 km に位置しています。申請地は牧草地として利用されていましたが、後継者の不在で農地の管理が困難なことから、荒廃を防ぎ有効利用できるように太陽光発電施設にされる計画とのことです。周辺には民家もなく地域住民に影響を及ぼす恐れはないとのことで問題ないと思われます。以上です。

【議長】続いて、番号 3 を濱保委員をお願いします。

【推 4 番 濱保委員】12 月 15 日に末宗委員と現地確認を行いました。現地は、国道 432 号線の松崎トンネルの南出口から約 200m 南に進んだ道路沿いになり、畑として利用している一区画を除外及び転用して墓地にしたいとのことです。現在かなり離れた山の中に共同墓地があるそうですが、使用者も年々減少し行くことも困難なため自宅近くへ移したいとのことだそうです。周辺に影響することはないと考えられるため問題はないと思われます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 40 号は提案どおり同意することにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 40 号は提案どおり同意します。

【議長】続いて、議案第 41 号 非農地証明交付申請について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 41 号説明）

【議長】 それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号１を檜崎委員お願いします。

【推 12 番 檜崎委員】12 月 19 日に小森山委員、神田委員、事務局の 5 名で現地確認を行いました。現地は、昇高建設から西に約 50m のところです。昭和 43 年に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の進入路として作られ、その後 47 年に進入路沿いに住宅が建設され現在は会社や居住者の通路として利用されているためやむを得ないかと思われます。以上です。

【議長】 続いて、番号2を神田委員お願いします。

【推 11 番 神田委員】12 月 19 日に檜崎委員、小森山委員、事務局の 5 名で現地確認を行いました。現地は、桑田米穀店から東に約 70m の住宅の敷地一部になります。明治 41 年に住宅を建築した際に庭として利用するようになったとのこと。面積も小さく耕作は困難と思われることから問題はないと思われます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 41 号は提案どおり承認とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 41 号は提案どおり承認とします。

【議長】続いて、議案第 42 号 荒廃農地調査に伴う非農地判断について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第42号説明）

【議長】続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を居神委員ですが欠席のため、事務局が読み上げます。

【事務局（上藤）】原稿を預かっておりますので読み上げます。12月18日に平迫委員、大野委員、井上委員、事務局の6名で現地確認を行いました。現地は、国道432号線にある谷山商店を北西に約1.5km進んだ、甲奴町福田に抜ける道路の沿線に位置しています。当該地は所有者の本宅と隣接する場所にあり、現在は浄化槽が埋設・施工及び利用されています。立ち会った委員全員が農地として再生利用することは

困難であると判断しやむを得ないものと思われます。以上です。

【議長】続いて、番号2を平迫委員お願いします。

【推8番 平迫委員】12月18日に井上委員、大野委員、事務局の5名で現地確認を行いました。現地は、斗升町の育苗センター前になります。令和3年12月から拡張工事のために埋め立てが、令和5年1月に道路拡張工事が始まり4月には終了したとのことです。耕作をしようとしたところ、大小の石があり面積も狭くなったためとても耕作できる状態ではないとのことです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長】続いて、番号3から5を大野委員お願いします。

【推7番 大野委員】12月18日に井上委員、平迫委員、事務局の4名で現地確認を行いました。現地は、県道金丸市場線の横谷橋を過ぎて右に約10m上がったところになります。山に挟まれており長い間農地と使用されず山林の様相でした。また、復旧治山事業の対象地となっており、工事もほとんど終わっている状態です。問題はないと思われます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第42号は提案どおり非農地判断することにご異議ありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第42号は提案どおり非農地判断をすることとします。

【議長】続いて、日程第4 報告事項に入ります。報告第23号 農地法第5条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第23号報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。

【議長】続いて、報告第24号 農地法第18条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第24号報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。これをもって本日の議事については終了とします。

【議長】続いて日程第5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、1月24日（水）午前9時30分から、会場は府中市役所 3階 302・303 会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【議長】それでは、次回は1月24日（水）午前9時30分から、会場は府中市役所 3階 302・303 会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和5年12月25日

議長（会長）

以上の議事の内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人